

長崎県立大学学長統括プロジェクトチーム設置規程

〔平成23年5月10日〕
規程第31号

（趣旨）

第1条 この規程は、長崎県立大学に設置する学長統括プロジェクトチーム（以下「PT」という。）に関し必要な事項を定める。

（設置・目的）

第2条 本学の重要かつ複数の部局に関係する課題について、必要な人員等を臨時的に集中して限られた期間内に効果的に解決するため、学長がPTを設置する。

（業務）

第3条 PTは、前条の目的を達成するため、学長が提示する特定事項について、調査・分析及び企画立案等を行う。

2 PTは、前項の業務を行うに当たり、必要に応じて関係部局等との連絡調整等を行うものとする。

（設置要綱）

第4条 第2条の規定に基づきPTを設置する場合は、PT毎に要綱を定めることとし、その要綱には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) PTの名称
- (2) 設置の目的
- (3) 所掌する事務の概要
- (4) PTの構成員
- (5) 設置期間
- (6) 庶務
- (7) その他必要な事項

（編成）

第5条 PTは、関係部局等の複数の教職員で構成することとし、その構成員は学長が指名する。

2 PTにはリーダーを置くこととし、リーダーはPTの所掌業務を総括する。

3 学長は、必要に応じてPTを編成し、状況に応じて改廃、拡大又は縮小することができるものとする。

（関係部局等の協力）

第6条 PTは、業務の遂行上必要があるときは、関係部局等に対し、教職員の出席や資料の提出など必要な協力を要請することができる。

2 前項の要請があった場合等、関係部局等はPTに積極的に協力しなければならない。

附 則

この規程は、平成23年5月10日から施行する。